

自転車の交通法規について

■ 道路交通法に定める自転車とは

ペダルまたはハンドル・クランクを用い、人の力によって運転する二輪以上の**車**のことをいいます（道交法第2条）

※ ただし、一部の駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）を含む

駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）とは

内閣府令で定める基準に該当するものに限りです。

基準に該当する電動アシスト自転車は、国家公安委員会の型式認定を受け、道路交通法令に適合した「TS マーク」を表示することができます。

電動アシスト自転車を購入する際は、TS マークの有無、ホームページの記載内容や店舗に確認するなどしてください。

※一見、駆動補助機付自転車（電動アシスト自転車）のように見えても、前記基準に該当しないものは原動機付自転車（ペダル付き原動機付自転車）などに区分されることがあり、運転免許のほか、保安部品やナンバーの設置、自賠責保険（共済）の加入が必要となります。

解説

自転車は「車両の一種」です。したがって、原則として、道交法上、「車両等（の運転手）は」、「車両（の運転手）は」とあるすべての条項が適用されます。

つまり、信号無視、指定場所一時不停止、右側通行などは交通違反となります。

■ 道路構造の違いにおける自転車の通行区分

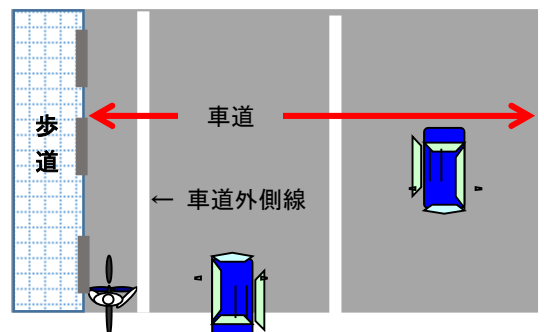
1 歩道がある道路

自転車は、歩車道の区別がある道路では、車道を通行しなければなりません（道交法第17条）。

解説

歩道がある道路では、歩道がある側の車道外側線の外側を含め車道となります。

自転車は車道の左端に寄って走行しなければなりません。車道外側線の外側を走行する義務はありません。



しかし、次の場合は歩道を通行することができます(道交法 63 条)。

- (1) 普通自転車の歩道通行可を示す標識または標示がある場合
- (2) 運転手が児童、幼児、70 歳以上の者または車道通行に支障がある身体障害者
- (3) 道路工事や駐車車両のため通行の安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合



歩道通行可を示す標識

なお、歩道を通行するときは、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 歩道の中央から車道よりを徐行して進行すること
※ 歩道通行可の指定をされた部分を通行する場合で、歩行者がいなるときは徐行しなくてもよい。
- (2) 歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければならない。

2 歩道がない道路

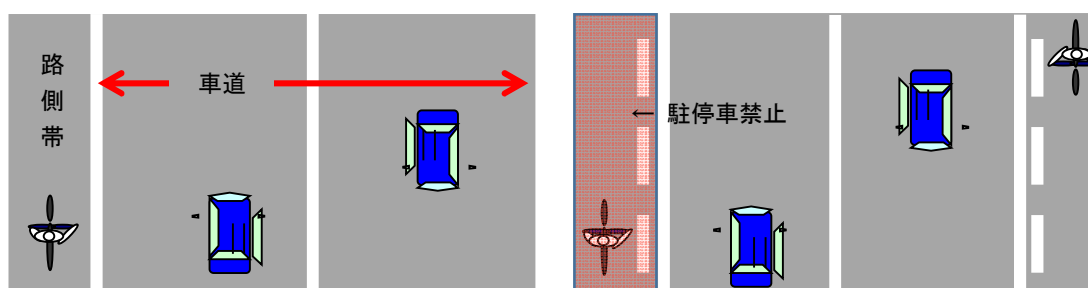
(1) 路側帯がある道路

自転車は、道路の左側部分に設けられた路側帯を通行することができますが、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければなりません(道交法第 17 条)。

解説

路側帯とは、歩道のない道路の路端寄りに白線によって区画された部分のことで、歩行者に配慮したうえで通行することができます。

なお、車道外側線の外側に破線が引いてある道路は、駐停車禁止路側帯です。



(2) 路側帯がない道路

自転車は、道路の中央から左側部分の左側端に寄って通行しなければなりません(道交法第 18 条)。

解説

原則、自転車は左側通行です。道路の左側に寄って通行しなければなりません。

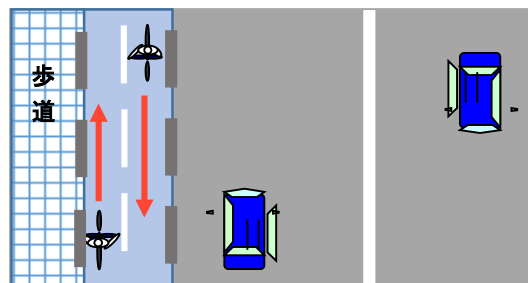
3 自転車道

自転車は、自転車道が設けられている道路では、その自転車道を通行しなければなりません（道交法第 63 条）。

解説

道路交通法上の自転車道とは、車道の部分が縁石等により区画された道路のことで、道路の左側に寄って通行する必要があります。

なお、自転車道内は通常の車道と同様に、双方向に通行することができます（自転車一方通行規制がある場合を除く）。

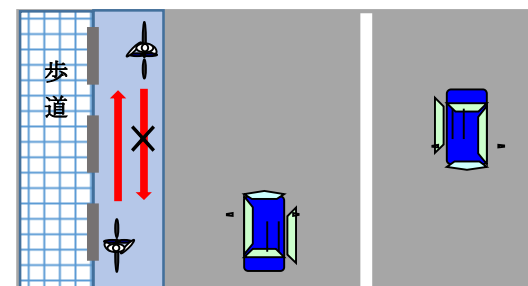


4 普通自転車専用通行帯（自転車レーン）

普通自転車専用通行帯が設けられている道路では、普通自転車は原則専用通行帯を通行しなければなりません（道交法第 20 条）。

解説

普通自転車専用通行帯は、自転車道とは異なり縁石等により区画されておらず、左側通行となります。



■ 自転車の横断方法

1 横断歩道を通ようとする場合

自転車は、横断歩道を通ようとする場合は、原則その横断歩道の直前で停止できるような速度で進行しなければなりません（道交法第 38 条）。

解説

自転車は車両ですので、自動車と同様、原則横断歩道の直前で速度を落とさなければなりません。なお、横断しようとする歩行者がいる場合は、一時停止し、その通行の妨害をしてはいけません。

2 横断歩道を渡る場合

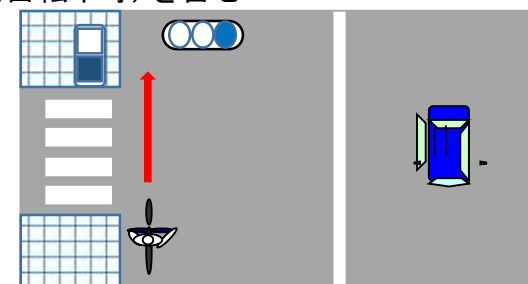
(1) 乗車して渡る場合

ペダルまたはハンドル・クランクを用い、人の力によって運転する二輪以上の車のことをいいます（道交法第 2 条）。

※ ただし、一部の駆動補助機付自転車（電動自転車等）を含む

解説

自転車は車両ですので、乗車して渡る場合は車用信号機に従い車道を走行しなければなりません。

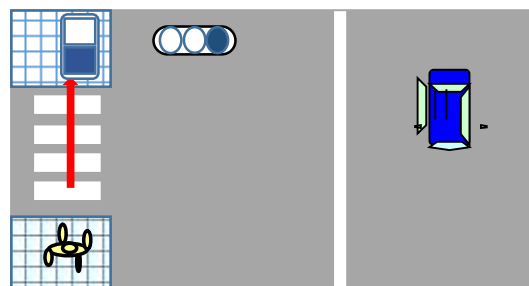


(2) 押して歩いて渡る場合

自転車を押して歩いている者は歩行者とみなされます(道交法第2条)。

解説

自転車は車両ですので、乗車している場合は車用信号機に従い車道を走行しますが、押して歩く場合は歩行者となるため、歩行者用信号機に従い横断歩道を歩いて渡ることができます。



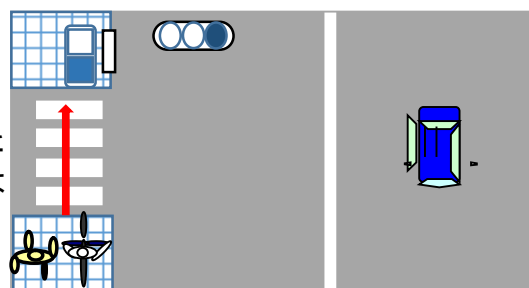
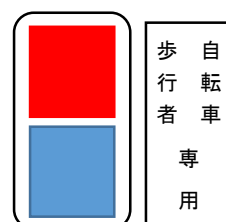
(3) 歩行者及び自転車専用の標識がある場合

「歩行者・自転車専用」の標識がある歩行者用信号機がある場合は、自転車も歩行者用信号機に従わなければなりません(道交法施行令第2条)。

解説

歩行者用信号機の隣に「歩行者・自転車専用」の標識がある場合は、自転車も歩行者用信号機に従い横断歩道を渡ることができます。

なお、横断歩道を渡る歩行者がいなければ乗車したまま渡ることができますが、渡る歩行者がいる場合は降りて渡らなければなりません。



■ 自転車利用時のヘルメットの着用について

令和5年4月1日施行の道路交通法の一部改正により、全ての年齢層の自転車利用者に乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

自転車の運転者の遵守事項(法63条の11)

- 1、自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 2、自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。
- 3、児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければならない。

交通事故の際に被害軽減につながるため、自転車利用時はヘルメットの着用に努めてください。

■ 自転車運転者講習

既定の違反行為を反復して行った自転車運転者には、都道府県公安委員会から「自転車運転者講習」の受講が命じられます(道交法 108 条の 3 の 4)。

既定の違反行為

- 1. 信号無視 2. 通行禁止違反(車両進入禁止・歩行者専用などを通行した場合)
- 3. 歩行者用道路における車両の義務違反 4. 通行区分違反(右側通行などをした場合)
- 5. 路側帯通行時の歩行者の通行妨害 6. 遮断踏切立ち入り
- 7. 交差点安全進行義務違反等 8. 交差点優先者妨害 9. 環状交差点安全進行義務違反等
- 10. 指定場所一時不停止 11. 歩道通行時の通行方法違反 12. ブレーキ不良自転車運転
- 13. 酒酔い運転・酒気帯び運転 14. 安全運転義務違反(操作ミス等) 15. 携帯電話使用等
- 16. 妨害運転

3 時間の受講で、6,000 円の手数料がかかります。もし受講命令に従わなかった場合は、5 万円以下の罰金となります。

■ 自転車保険の加入について

平成 31 年 3 月に「長野県安全で快適な自転車利用に関する条例」が施行され、令和元年 10 月から、長野県内で自転車を利用する場合は、自転車賠償責任保険への加入が義務となりました(罰則はありません)。

全国では、自転車が加害者となる事故により 1 億円近い賠償が命じられた事例があります。万が一に備え、自転車保険への加入をお願いします。